

第2号様式

鹿児島県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令の運用解釈等について（概要）

（令和7年3月13日 鹿会第49号、鹿地第53号）

本通達は、鹿児島県警察における遺失物等の取扱いに関する訓令の運用解釈及び遺失物関係の事務処理要領を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 拾得物件の受理時の措置
- 遺失届の受理等
- 県帰属等の処理

等である。